

仕 様 書

要求書番号 2 G J G 1 D K 0 8 7 7

要求年月日 令和 4 年 12 月 22 日

部 隊 名 健 軍 駐 屯 地 業 務 隊

作 成 者 1 尉 福 元 和 仁

1 品 名

精白米

2 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊健軍駐屯地において調達する内地精米の規格等について適用する。

3 規 格

- (1) 令和 4 年度産とする、熊本県産単一原料米(品種指定なし)、検査米 2 等以上 10 k g 入り。
- (2) 納品する精米は、白度 39%以上、水分 16%以下、正常粒 90%以上、粉状質粒 8 %以下、砕粒 3%以下、被害粒（着色粒を含み、ごく軽度な着色を除く。）及び異物（虫、ごみ、土砂、石、ガラス・プラスチック片、異種穀粒）混入がないもの。
- (3) 網目 1.94mm以上の精米ふるいで砕粒を選別したもの。
- (4) 納品日の前日にとろ精したもの。
- (5) 米袋は、無色透明かつ通気性のあるビニール袋 10 k g 用
- (6) 表示等

ア 米 袋：品種、産年、産地、精米日、精米業者名、精米所の住所を黒字で記載

イ 添付書類：「玄米の検査証明書（コピー、米袋の提出は不可。）」及び「精米の品質証明（上記(2)に示す項目、蛋白、アミロース、検査に使用した検査機器名）」

4 見 本

- (1) 公告に示す日時までに、前項の添付書類とともに見本品 500 g を糧食班へ提出すること。
- (2) 見本品の返却を希望する場合は、見本提出時に申し出ること。
- (3) 規格外及び品質・食味審査等により不適格と判定した場合は不合格とし、入札に参加させない。

5 食品衛生検査

(1) 施設

とう精作業は、衛生環境良好な施設で行い、複数の異物除去装置「ガラス選別機（色彩選別付）、色彩選別機、金属探知機の3機種は必須。」を用いるものとする。

(2) 施設の検査

官側の要求があった場合は、施設の検査に応じなければならない。

(3) 経費

検査に関わる経費については、業者負担を原則とする。

6 品質保証

(1) 納品時の保証

第3項に規定する規格外のものは交換とする。

この際、規格外のものが納品量の5%以上発生した場合は、納品分全数を交換とする。

(2) 納品後の保証

第3項に規定する規格外のものが確認された場合は、交換すること。

(3) 品質の確認等

ア 納入業者は、納品する精米の原料及びとう精の作業状況（とう精設備及び検査機器を含む。）の確認等を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、第三者機関に品種特定検査、品位検査等を依頼する。なお、経費は全額業者負担とし、第3項に示す規格と異なると判定された場合は、既使用分も含めた納品全数を交換とする。

7 納品要領等

(1) 日時

発注時示す納品日の13時以降（時間厳守）から納品を開始し、15時頃まで納品を完了すること。

(2) 場所

健軍駐屯地糧食班

(3) 遵守事項

ア 官側の指定する位置（主に糧食班倉庫内）に納品すること。

この際、官側は一切関与しない。

イ 米袋が破損しないようすること。

8 その他

不明な点については、事前に契約担当官等と協議すること。なお、入札後の異議申し立ては認めない。